

【 資 料 編 】

I 立川市の現状

1 障害者数

(1) 全国、東京都及び立川市の障害者数並びに構成比

障害者の状況を人口当たりの人数で見ると、立川市の身体障害者数は 28.6 人/千人であり、東京都の 33.9 人/千人や全国の 38.9 人/千人より少なくなっています。

一方、知的障害者数は 5.7 人/千人であり、東京都の 5.0 人/千人より多くなっています。また、立川市の精神障害者数については、4.3 人/千人であり、東京都の 3.5 人/千人や全国の 3.7 人/千人より多くなっています。

障害者の状況

単位：人、人/千人

	人 口 (注1)	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		人 数	人/千人	人 数	人/千人	人 数	人/千人
立川市	177,526	5,073	28.6	1,017	5.7	757	4.3
東京都	12,960,883	439,500	33.9	64,700	5.0	45,112	3.5
全 国	129,310,000	5,031,683	38.9	785,720	6.1	482,905	3.7

※ 人口及び人数は外国人登録者を含む人数

資 料：身体障害者…身体障害者手帳交付台帳登載者数(注2)

知的障害者…療育手帳交付台帳登載者数(注2)

精神障害者…精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数(注2)

注1：立川市・東京都については平成21年4月1日現在(平成21年度当初)

全国については平成21年3月31日現在(平成20年度末)

全国の人口に含まれる外国人登録者数については平成19年12月末と平成20年12月末の人数より推計したものを使用

注2：各障害者数は平成21年3月31日現在(平成20年度末)

(2) 障害者別の推移

①身体障害者

立川市の身体障害者数は、毎年増加しています。障害級別の推移をみると、1級・2級で全体の約50%を超えることから、重度者の割合が高くなっております。

身体障害者の障害級別推移

単位：人、%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1級	人数	1,420	1,488	1,638	1,648	1,742
	構成比	32.3	31.9	33.2	33.7	34.4
2級	人数	896	924	940	895	919
	構成比	20.4	19.8	19.0	18.3	18.1
3級	人数	723	829	859	831	859
	構成比	16.5	17.8	17.4	17.0	16.9
4級	人数	890	944	1,002	1,032	1,050
	構成比	20.3	20.3	20.3	21.1	20.7
5級	人数	242	244	251	242	250
	構成比	5.5	5.2	5.1	4.9	4.9
6級	人数	221	232	248	247	253
	構成比	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
計	人数	4,392	4,661	4,938	4,895	5,073
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

障害別にみると、肢体不自由が 50%超、次いで内部障害が 25%強であり、両者で約 80%を占めています。過去5年間の推移をみると、全般的にそれぞれの障害別で増加しています。

身体障害者の障害別推移

単位：人、%

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
視覚障害	18 歳未満	0	0	0	0	1
	18 歳以上	293	310	296	304	310
	計	293	310	296	304	311
	構成比	6.7	6.7	6.0	6.2	6.1
聴覚・平衡機能 障害	18 歳未満	52	52	51	44	37
	18 歳以上	421	415	484	451	494
	計	473	467	535	495	531
	構成比	10.8	10.0	10.8	10.1	10.5
音声・言語機能 障害	18 歳未満	0	0	1	1	1
	18 歳以上	40	41	41	38	42
	計	40	41	42	39	43
	構成比	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9
肢体不自由	18 歳未満	96	96	96	105	99
	18 歳以上	2,313	2,393	2,557	2,509	2,622
	計	2,409	2,489	2,653	2,614	2,721
	構成比	54.8	53.4	53.7	53.4	53.6
内部障害	18 歳未満	20	20	20	25	23
	18 歳以上	1,157	1,334	1,392	1,418	1,444
	計	1,177	1,354	1,412	1,443	1,467
	構成比	26.8	29.0	28.6	29.5	28.9
計	18 歳未満	168	166	168	175	161
	18 歳以上	4,224	4,495	4,770	4,720	4,912
	計	4,392	4,661	4,938	4,895	5,073
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

②知的障害者

立川市における知的障害者の状況を愛の手帳の登載者数で見ると、全体で平成 16 年度の 859 人から平成 20 年度の 1,017 人へと約 1.2 倍に増加しております。

また、18 歳以上であっても、平成 16 年度の 648 人から平成 20 年度の 767 人へと約 1.2 倍に増加しております。

知的障害者(愛の手帳)登載者数の推移

単位：人、%

		1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	計
平成 16 年度	18 歳未満	13	90	59	49	211
	18 歳以上	20	204	187	237	648
	計	33	294	246	286	859
	構成比	3.9	34.2	28.6	33.3	100.0
平成 17 年度	18 歳未満	13	100	53	56	222
	18 歳以上	21	213	190	251	675
	計	34	313	243	307	897
	構成比	3.8	34.9	27.1	34.2	100.0
平成 18 年度	18 歳未満	10	97	50	64	221
	18 歳以上	23	223	194	268	708
	計	33	320	244	332	929
	構成比	3.6	34.4	26.3	35.7	100.0
平成 19 年度	18 歳未満	9	91	60	77	237
	18 歳以上	22	232	194	283	731
	計	31	323	254	360	968
	構成比	3.2	33.4	26.2	37.2	100.0
平成 20 年度	18 歳未満	8	86	58	98	250
	18 歳以上	26	245	201	295	767
	計	34	331	259	393	1,017
	構成比	3.3	32.6	25.5	38.6	100.0

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

③精神障害者

立川市の精神障害者の状況を精神障害者保健福祉手帳の登載者数の推移でみると、平成 16 年度の 495 人から平成 20 年度の 757 人となっており、この5年間で約 1.5 倍に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳登載者数の推移

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
手帳登載者	495	588	563	618	757

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

※ 第 3 次障害者福祉計画では「通院医療費公費負担制度利用者数」で掲載しましたが、身体障害、知的障害と同様に手帳登載者数に変更しました。

(3) 施設入所等の状況

立川市の身体障害者施設入所者等数は、授産施設、療護施設、更生施設ともほぼ横ばいです。知的障害者の施設利用者数では、入所更生施設、入所授産施設、通勤寮がほぼ横ばい、グループホームについては都全体でグループホーム等の設置が進んだことにより、利用者も年々増加しています。また、精神障害者のグループホームは平成 18 年度以降、ほぼ横ばいとなっております。

身体障害者施設入所者等数の推移

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害者授産施設	1	1	1	1	1
重度身体障害者授産施設	5	5	6	7	7
身体障害者療護施設	7	7	7	8	10
内部障害者更生施設	2	1	1	1	1
重度身体障害者更生援護施設	2	1	1	1	1
視覚障害者更生施設	0	0	0	0	0
計	17	15	16	18	20

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

※ 各施設の入所者数は障害者自立支援法による施設入所者も含まれます。

知的障害者施設等入所者数の推移

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
知的障害者入所更生施設	97	107	105	104	107
知的障害者入所授産施設	1	0	0	0	0
知的障害者通勤寮	1	2	3	3	4
知的障害者グループホーム等	53	64	64	72	77
計	152	173	172	179	188

※ 各年度の数值は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

※ 各施設の入所者数は障害者自立支援法による施設入所者も含まれます。

※ 知的障害者グループホーム等には、障害者自立支援法に基づくケアホームも含まれます。

精神障害者グループホーム利用者数の推移

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
精神障害者グループホーム	22	24	18	15	16

※ 各年度の数值は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

※ 各施設の入所者数は障害者自立支援法による施設入所者も含まれます。

2 就学等の状況について

(1) 心身障害児通園施設

立川市では、心身障害児通園施設(ドリーム学園)を設置しており、23人が通園しています。この施設では、2歳から就学前の心身障害児の総合的な機能訓練など、心身障害児の療育及び発達支援を行っております。

ドリーム学園の園児数 単位：人

	園児数
2歳	2
3歳	6
4歳	12
5歳	3
計	23

資料：立川市保育課(平成21年4月1日現在)

(2) 幼稚園・保育園

立川市には、幼稚園が 11 園、保育園が 28 園設置されており、62 人の障害児が通園しております。

幼稚園及び保育園における障害児数 単位：人

	公立	私立	計
幼稚園	—	13	13
保育園	27	22	49

資料：立川市子育て推進課・保育課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(3) 特別支援学級及び通級指導学級

立川市では、特別支援学級を 6 つの小学校に 12 学級、3 つの中学校に 5 学級設置しており、112 人の児童・生徒が在学しております。また、小学校、中学校ともに難聴・言語障害や情緒障害により特別な教育対応を必要としている児童のため通級指導学級¹を 7 校に 19 学級設置しております。

小・中学校における心身障害学級数及び在学者数 単位：校、学級、人

	設置校数	学級数	在学者数
小学校	6	12	78
中学校	3	5	34
計	9	17	112

資料：立川市学務課（平成 21 年 5 月 1 日現在）

小・中学校における通級学級数 単位：校、学級

	設置校数	学級数
小学校	5	16
中学校	2	3
計	7	19

資料：立川市学務課（平成 21 年 5 月 1 日現在）

(4) 特別支援学校

立川市に在住し、特別支援学校に在籍している児童・生徒が 187 人おります。

¹ 通級指導学級：小・中学校の通常学級に在籍している障害の軽い子ども（発達障害、難聴、言語障害）が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態である。

特別支援学校在籍者数(平成 21 年 4 月 1 日現在)

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
八王子盲学校	0	0	0	1	1
立川ろう学校	1	12	1	8	22
小平特別支援学校	—	0	1	1	2
村山特別支援学校	—	17	7	8	32
武蔵台特別支援学校	—	34	30	48	112
七生特別支援学校	—	0	1	2	3
羽村特別支援学校	—	2	1	8	11
南大沢学園特別支援学校	—	0	0	2	2
青峰学園	—	0	0	2	2
計	1	65	41	80	187

資料：立川市障害福祉課

3 雇用・就労状況

(1) 障害者の就職状況

立川公共職業安定所管内(立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市)における障害者の平成 20 年度新規求職者数は 996 人であり、その内 304 人が就職しています。この就職者数は新規求職者数の 30.5% となっております。

障害者の就職状況(平成 20 年度立川管内分)

単位：人

区分	障害部位	就職者数	うち重度	新規求職者数
第一種	視覚	12	7	555
	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能	59	44	
	上肢機能	25	10	
	下肢機能	37	9	
	体幹機能	11	3	
	脳病変による運動機能	7	5	
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能	26	14	
第二種	知的障害者	67	8	441
	精神障害者・その他	60	—	
計		304	100	996

資料：立川公共職業安定所事業概要(平成 20 年度)

(2) 障害者の雇用状況の推移

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況報告(管内に本社を有する常用雇用者 56 名以上の企業)から、立川公共職業安定所管内における障害者の雇用状況をみると、雇用率は平成 16 年度の 1.42%から平成 20 年度の 1.46%へと推移しています。また、法定雇用率(全労働者数から除外率相当の労働者を減じた数の 1.8%以上)を達成している企業は、平成 16 年度が 43.5%であるものの、平成 20 年度には 42.9%に減少しております。

障害者の雇用状況(立川管内)

単位：社、人、%

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
企業数	230	237	270	315	338	
常用労働者数	60,087	66,208	75,984	83,040	86,202	
基礎労働者数	54,181	59,754	67,661	74,428	77,071	
障害者数	身体障害者	619	658	731	803	820
	知的障害者	151	200	207	231	282
	精神障害者	—	—	7	12	24
	計	770	858	945	1,046	1,126
雇用率	1.42	1.44	1.40	1.41	1.46	
雇用率達成企業の割合	43.5	43.0	40.8	38.7	42.9	

資料：立川公共職業安定所

※ 平成 18 年度より精神障害者も雇用率算定対象となりました。

(3) 立川市障害者就労支援事業の状況

立川市障害者就労支援事業の障害別登録者数の状況については下記の通りです。精神障害者、身体障害者、高次脳機能障害は横ばいですが、知的障害者は増加しています。

障害別登録者数

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
知的障害者	35	36	47	58	68
精神障害者	14	15	21	20	18
身体障害者	3	2	1	2	2
高次脳機能障害	2	3	1	2	1
計	54	55	70	82	89

※ 各年度の数値は年度末の実数です。

資料：立川市障害福祉課

登録者の就職状況、離職状況については、平成16年度から平成20年度にかけて横ばい状態が続いています。

新規就職件数及び離職件数

単位：件(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
就職件数	20	16	14	19	19
離職件数	9	7	4	8	8

※ 各年度の数値は年度中の合計です。

資料：立川市障害福祉課

4 施設の状況(類似都市との比較)

立川市と多摩地域における類似都市(「人口」と「産業構造」が立川市と類似した都市のこと)と施設の設置状況を比較しますと、前回調査時と類似都市が組み替わりました関係で、概ね、人口の多い八王子市と町田市に次ぐ設置数となっております。

【一覧表は次ページ】

類似都市施設数一覧

単位：か所

		立 川 市	八 王 子 市	三 鷹 市	府 中 市	調 布 市	町 田 市	小 平 市	日 野 市	西 東 京 市	計	平均
介護 給付	療養介護	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.1
	生活介護	2	11	4	3	3	12	2	5	1	43	4.8
	児童デイサービス	1	1	1	1	0	1	1	1	1	8	0.9
	共同生活介護(ケアホーム)	10	21	4	6	4	20	7	9	6	87	9.7
	施設入所支援	0	1	1	0	0	1	0	2	0	5	0.6
訓練 等 給付	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0.4
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0.2
	就労移行	5	3	1	4	2	6	2	5	0	28	3.1
	就労継続支援(A型)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0.2
	就労継続支援(B型)	7	9	12	7	5	7	3	5	1	56	6.2
	共同生活援助(グループホーム)	13	24	6	11	13	13	8	10	9	107	12
児 童	重症心身障害児施設	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0.2
	重症心身障害児(者)通所施設	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0.2
旧 法 身 体	身体障害者更生施設	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3	0.3
	身体障害者療護施設	0	1	0	1	0	0	0	2	0	4	0.4
	身体障害者入所授産施設	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	身体障害者通所授産施設	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0.2
	身体障害者小規模通所授産施設	0	1	0	5	0	2	1	0	1	10	1.1
旧 法 知 的	知的障害者更生施設(入所)	1	6	0	0	2	1	2	1	1	14	1.6
	知的障害者更生施設(通所)	1	0	0	2	1	2	0	1	0	7	0.8
	知的障害者授産施設(通所)	1	1	1	2	4	4	3	0	0	16	1.8
	知的障害者小規模通所授産施設	1	0	0	0	0	0	2	0	2	5	0.6
	知的障害者通勤寮	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0.2
旧 法 精 神	精神障害者生活訓練施設	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	0.3
	精神障害者通所授産施設	0	0	0	1	1	4	1	1	0	8	0.9
	精神障害者小規模通所授産施設	1	4	1	3	0	6	3	2	0	20	2.2
相談支援事業所		3	9	2	6	4	5	5	4	4	42	4.7
重度身体障害者グループホーム		0	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0.3
特別支援学校		1	4	0	2	1	2	1	1	1	13	1.4
区市町村障害者就労支援事業支援拠点		1	1	1	1	1	2	1	1	1	10	1.1

資料：立川市障害福祉課（平成21年4月1日現在）

5 相談の状況

現在、立川市では障害福祉課でさまざまな相談事業を行っているほか、市の委託事業として、障害者地域自立生活支援センター事業及び精神障害者地域生活支援センター事業を実施し、相談を行っています。平成 18 年度より障害者自立支援法が施行されたことや、精神保健福祉相談などが増加したことにより、平成 17 年度に比べ、平成 18 年度は大幅に伸びています。

立川市及び委託事業における相談件数

単位：件

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
障害福祉課	3,028	3,797	6,485	7,026	9,568
障害者地域自立生活支援センター事業	1,059	1,016	949	1,139	1,279
精神障害者地域生活支援センター事業	6,339	5,750	5,475	6,705	9,486
計	10,426	10,563	12,909	14,870	20,333

※ 各年度の数値は年度中の合計です。

資料：立川市障害福祉課

Ⅱ 付属資料

1 「立川市第4次障害者計画」策定の経過

(1) 立川市障害者施策推進委員会

【平成20年度】

開催日	回	内容
平成20年6月12日	1	・「立川市の福祉に関するアンケート調査」について
7月18日	2	・「立川市第4次障害者計画」の役割分担について (A～D分科会設置について)
8月12日	3	・障害者基本計画にかかる学習会
10月2日	4	・「立川市第4次障害者計画」策定の基本的な視点について ・各分科会からの報告について
12月18日	5	・「立川市の福祉に関するアンケート調査」について ・各分科会からの報告について
平成21年3月27日	6	・各分科会からの報告について

【平成21年度】

開催日	回	内容
平成21年6月17日	1	・「立川市第4次障害者計画」策定の方針について
9月17日	2	・「立川市第4次障害者計画」(案)について ・各分科会・分科会座長会からの報告について
平成22年2月4日	3	・「立川市第4次障害者計画」(案)について ・分科会座長会からの報告について

(2) 立川市障害者施策推進委員会分科会

施策の検討にあたり、第3次障害者福祉計画との継続性を保持する意味合いからも、第3次障害者福祉計画の8つの施策体系を基に、立川市障害者施策推進委員で構成される4つのグループに分け議論を重ねました。

- (Aグループ) 地域生活支援、保健・医療、相談体制・情報提供
- (Bグループ) 権利擁護システム
- (Cグループ) 雇用・就労
- (Dグループ) 生活環境、教育・育成、啓発・交流・ボランティア

【平成 20 年度】

開 催 日	グループ等(回)
平成 20 年 8 年 6 日	Aグループ(1)
8 月 20 日	Bグループ(1)
8 月 20 日	Dグループ(1)
9 月 20 日	Cグループ(1)
9 月 17 日	Bグループ(2)
9 月 17 日	Dグループ(2)
10 月 15 日	Aグループ(2)
10 月 22 日	Cグループ(2)
10 月 22 日	Dグループ(3)
10 月 27 日	Bグループ(3)
11 月 12 日	Bグループ(4)
11 月 12 日	Cグループ(3)
11 月 19 日	Aグループ(3)
11 月 26 日	Dグループ(4)
12 月 10 日	Cグループ(4)
12 月 18 日	Bグループ(5)
12 月 22 日	Aグループ(4)
平成 21 年 1 月 14 日	Bグループ(6)
1 月 14 日	Dグループ(5)
1 月 21 日	Cグループ(5)
1 月 26 日	Aグループ(5)
2 月 9 日	Cグループ(6)
2 月 18 日	Bグループ(7)
2 月 18 日	Dグループ(6)

2月26日	Aグループ(6)
3月2日	Cグループ(7)
3月4日	Bグループ(8)
3月5日	Aグループ(7)
3月16日	Dグループ(7)
3月19日	合同分科会

【平成21年度】

開催日	グループ等(回)
平成21年5月29日	分科会座長会(1)
6月11日	分科会座長会(2)
7月1日	Aグループ(1)
7月1日	B・Dグループ(1)
7月7日	Cグループ(1)
7月8日	分科会座長会(3)
7月16日	Aグループ(2)
7月22日	B・Dグループ(2)
7月27日	分科会座長会(4)
8月5日	B・Dグループ(3)
8月6日	Aグループ(3)
8月6日	Cグループ(2)
8月27日	B・Dグループ(4)
8月31日	分科会座長会(5)
平成22年1月20日	分科会座長会(6)

※ 平成21年度よりBグループとDグループは合同で分科会を開催することにしました。

※ 平成21年度より各分科会の座長が集まる座長会を設けました。

【Aグループ】地域生活支援、保健・医療、相談体制・情報提供

[主な視点]

- 重度重複障害者の日中活動の場が不足しており、医療行為が必要な特別支援学校卒業生の進路の確保は、優先される緊急課題である。また、生活介護の利用希望者の増加に対し、日中活動の場が不足しており、要望に応えられずにいる。
- 障害者(児)が住み慣れた地域で暮らせるためには、地域移行の促進が不可欠である。そのためにもグループホーム・ケアホームの整備、ショートステイ・緊急一時保護の充実、ホームヘルプ・ガイドヘルプの充実と、障害者(児)が地域の一員になれるしくみづくりが大切である。
- 障害者団体・施設・事業所・医療機関がもっと横の連携をとる必要がある。相談支援のネットワークの構築は、障害者(児)が地域で暮らすための必要な情報提供に重要な役割を担うものである。また、相談の窓口につながらない人へのアプローチや掘り起こしについても議論が必要である。

施策体系	検討内容
(1) 地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中活動の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護等の利用希望者の増加について ・医療的ケアができる日中活動の場の確保 ● 生活支援システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所からの地域移行 ・グループホーム・ケアホームの整備 ・ショートステイの充実 ・緊急一時保護の充実 ● ホームヘルプサービスと外出支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの確保 ・移動支援事業の充実 ● 障害者の社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートグループの育成 ・社会参加のための交流の場の確保 ● 地域の中で人がつながるしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに話し合う機会づくりの推進 ● 高次脳機能障害者・難病患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービスの充実
(2) 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期発見・早期診断の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・早期治療につながるしくみづくり ・定期健康診査の受診促進 ● 訪問看護事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域診療と訪問看護の連携
(3) 相談体制・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)等のニーズの掘り起こし ・保健・医療・福祉の連携 ・自立支援協議会の相談支援について ● 情報提供の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの活用 ・福祉サービス等の情報提供 ● 障害者(児)を支える家族等への支援の充実 ・病気・障害の知識の習得 ・ライフステージの応じた情報提供
--	---

【Bグループ】権利擁護システム

[主な視点]

- 住宅問題、公共交通機関、支援者の対応、就労、教育、医療、啓発、相談支援など、多方面にわたる日々の生活の中で差別や偏見、権利が護られていないと感じる現状を出し合いました。その論議を通して、障害者(児)の権利が護られ地域社会で安心して自分らしく生活が送れることができるように、個別の対策としくみづくりを検討した。
- 「障害者の権利に関する条約」を推進するには、障害者(児)の権利擁護が可能となる環境や法律の整備が不可欠である。市町村の役割は住み慣れた地域での生活が継続できるように支援することが重要であり、このためには、障害者(児)への差別、偏見、虐待を無くする取り組みと権利擁護を推進する機関の設置、ネットワークの構築が必要である。

施策体系	検討内容
(1) 権利擁護システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護のネットワークと推進機関の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)に対する権利侵害等の問題の共有化 ・障害者(児)の権利擁護のしくみづくりを検討する機関の検討 ● 住み慣れた地域で生活することの擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児が地域の中で教育が受けられる環境について ・手話が言語である ・障害者(児)への虐待の早期発見 ・移動支援従事者の確保 ・入居支援制度(住宅保証人制度) ● 第三者評価の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自身のサービスレベルの確認 ・利用者が事業所を選択するにあたって比較検討のための情報 ● 成年後見制度等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度 ・法人後見制度

【Cグループ】雇用・就労

[主な視点]

- 一般就労への移行を促進させるために必要な支援等について議論した中で、障害特性に応じた支援のあり方、就労体験実習場の確保などが取り上げられた。また、企業への働きかけとして、障害者を雇用することのメリットの周知、法定雇用率の確保、短時間労働の導入についてなどが取り上げられた。
- 福祉的就労の場の確保が必要である。この対策として作業所の新体系への移行時に、行政としてできる支援について検討をした。また、工賃アップにもつながることでもある

福祉作業所に発注する作業を増加させる方法等について検討した。

- 福祉的就労から一般就労への支援、一般就労から福祉的就労の受け入れ確保、企業就労の継続支援のためのネットワークの構築の必要性について論議した。また、このネットワークにつながらない人への支援の必要性も取り上げられた。

施 策 体 系	検 討 内 容
(1) 雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性に合った就労移行支援 ・就労支援関係機関の連携 ・商工会議所との連携 ・就労体験実習の場の確保 ・新庁舎内の実習場所の新設 ● 福祉的就労の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・作業所の新体系への移行 ・工賃アップ ・一般就労を挫折した方の受け入れ ・福祉的就労の場の確保 ・相談支援体制の構築 ● 支援機関等とのネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労と一般就労つなげるネットワークの構築 ・企業就労の継続 ・ネットワークにつながらない人への支援

【Dグループ】生活環境、教育・育成、啓発・交流・ボランティア

[主な視点]

- 学校教育の中で、精神疾患の早期発見と疾病理解教育が必要であることと、障害理解教育の必要性について論議した。また、この他に障害児の教育支援について検討をする中で、教育と福祉の連携や福祉人材の確保と研修の必要性が上げられた。
- 障害者(児)が住み慣れた地域で安心して共に暮らすためには、障害や障害者等への理解を拡大し、心のバリアフリーを広げる施策が必要である。そのためには、障害者週間の活用や広報活動が必要である。
- ユニバーサルデザインの視点で、公共施設の整備や防災対策について検討をした。

施 策 体 系	検 討 内 容
(1) 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所のバリアフリー化の促進 ・障害者(児)の防災訓練への参加 ・要援護者名簿 ● バリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)の視点に立ったまちづくり ・バリアフリーマップの作成

(2) 教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 心のバリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害理解教育 ・ 障害者との交流の場の確保 ● 教育を受ける機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に関する研修の充実 ・ 介助員制度の改善 ・ 発達障害児への対応 ・ 障害当事者による学校での啓発活動の支援 ・ 相談体制の整備 ● 精神疾患に関する知識習得の促進 ● エンパワメントの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ エンパワメントに必要な知識の習得 ● 福祉人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援
(3) 啓発・交流・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会での障害者(児)への理解の確保と交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者(児)理解のための啓発 ・ 地域の中で顔と顔がつながった関係の構築 ・ 精神障害者に対する理解への啓発 ● ボランティア活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・子ども会・老人クラブとの協力 ・ ボランティア人材の育成 ・ 市民活動への障害者(児)の参加 ● 障害者週間の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害についての理解 ・ 障害のある人もない人も共に生きる社会

(3) 市民意見募集の実施について

市民の皆様から広く意見をいただき、計画策定の重要な検討資料とするため、意見募集を行いました。

- 実施方法 計画の素案について、広報たちかわ（平成 22 年 4 月 10 日号）に概要を掲載し、詳細については福祉保健部障害福祉課（総合福祉センター）、福祉保健部福祉総務課、資料室、窓口サービスセンター、図書館、学習館及び立川市のホームページにて閲覧できるようにしました。
- 期 間 平成 22 年 4 月 10 日 ～ 4 月 30 日
- 募集方法 郵送、ファックス、市ホームページから直接
- 市民意見 1 件
- ご意見の概要

障害者が地域生活を安心して豊かな生活を送るためにも、障害者が社会参加するためにも、「時間」が必要となる。障害者が必要とする時間を支給することを立川市第 4 次障害者計画（13 頁から 14 頁にかけて）に入れていただきたい。

○ ご意見に対する市の考え方

市としては、支給決定基準を作成し、この基準を踏まえ、また、介護者等の状況や、利用者の意向を勘案し、必要な時間数等を個別に決定しております。

立川市第4次障害者計画は理念的な事柄をまとめた計画あり、今回、ご意見をいただきましたサービスの種類や量などについては、平成21年3月に作成いたしました立川市第2期障害福祉計画で対応しておりますので、今回の計画では掲載対象とはいたしません。

2 立川市障害者施策推進委員会における審議事項等の計画への反映について

計画策定の過程では、各分科会、分科会の座長会及び全体会で、活発な論議を重ねて参りました。

限られた予算の中で、少しでも実行性の高い計画とするために、各施策の中で優先順位を付けました。順位の決定方法は、各分科会の中で、緊急性の高い施策であるのか。理念や重点課題を鑑みたとき重要なものであるのか。費用が掛からず施行できるものなのかなどの視点で検討・調整を図りました。

次に、国の障害者施策の動向や本計画の理念等を考慮し、8つの施策の並びについて分科会の座長等で協議を重ねたものを全体会に諮り策定いたしました。

3 立川市障害者施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する立川市障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に規定する立川市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)の推進等にかかる検討を行うため、立川市障害者施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の見直し又はこれらの計画に関連して作成する計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 学識経験を有する者 1人
- (3) 関係機関の職員 3人以内
- (4) 関係団体が推薦する者 7人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

4 立川市障害者施策推進委員会 委員名簿

選出分野	人数	委 員 名 等
学識経験者	1名	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科教授 小澤 温
関係機関	2名	東京都多摩立川保健所 原 綾子 立川市社会福祉協議会 倉品 真隆
関係団体	7名	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ 松寄 ゆかり 立川市手をつなぐ親の会 野々 久美子 立川精神障害者家族会立川麦の会 真壁 博美 立川精神障害者共同作業所連絡会 高橋 しのぶ 立川市視覚障害者福祉協会 杉浦 謙二 立川市聴覚障害者協会 下防 健太郎 特定非営利活動法人 自立生活センター・立川 奥山 葉月 (平成20年4月1日～平成21年6月30日) 廣瀬 麻美 (平成21年7月1日～平成22年3月31日)
市 民	5名	本田 明夫 加藤 みどり 寺井 和男 君島 潔 宮本 浩史

5 立川市障害者計画策定連絡会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく立川市障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定するため、立川市障害者計画策定連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉保健部長を、副会長は、福祉保健部障害福祉課長を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者を充てる。

(職務)

第4条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受けて連絡会の事務に従事する。

(会議)

第5条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 連絡会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総合政策部企画政策課長、財務部財政課長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部健康づくり担当課長、財務部財政課主査、福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係長、福祉保健部障害福祉課業務係長、福祉保健部障害福祉課障害福祉係長、福祉保健部障害福祉課主査及び福祉保健部健康推進課主査